

東灘区役所法律相談 Q&A

NO	質問	回答
1	会場はどこか	会場：東灘区役所3階 相談室 ※当日は3階の社会福祉協議会(33番窓口)で受付を行います。
2	開催日はいつか	毎週火曜日 12時～15時まで(弁護士相談は13時～) ※祝日・年末年始を除きます。
3	申込方法は	予約制(先着順) ・WEBより申込み ※スマホやPCが無くWEB申込みできない方はFAXで申込み ・FAX:078-333-3314
4	申込期間はいつか	相談日の前週水曜日9時～21時、相談日当日14時まで
5	相談日の申込枠はどれくらいか 相談時間はどれくらいか	20枠まで。予約は同日1枠のみで、複数枠の予約はできません。 市民相談員(一般的な法律知識を持つ相談員)との相談時間は1枠につき20分。 市民相談員が弁護士との相談が必要と判断した場合に、先着順で7枠までの方が相談できます。弁護士との相談時間は1枠につき25分。市民相談員とのご相談後、弁護士とのご相談までお待ちいただく場合があります。
6	予約時間に遅れそうだ、何分遅れまでは相談が可能か 時間の繰り下げは可能か	予約時間に10分以上遅れた場合、予約をキャンセルされたものとして取り扱いますのでご注意ください。 10分未満の遅れであれば相談可能ですが、遅れた分だけ相談時間は短くなります(例:8分遅れ→相談時間は12分) 予約時間の繰り下げは行っていないですが、当日の枠が空いている場合は、当日14時までにWEB申込フォーム又は市総合コールセンターより予約時間の変更手続きを行っていただくことは可能です。
7	申込みの条件はあるか	市内在住・在勤・在学が条件です。
8	持ち物は必要か	特にありませんが、必要であれば、相談時に書き留める筆記用具・メモ等を持参ください。
9	必ず弁護士に相談できるのか	できない場合があります。 市民相談員が弁護士との相談が必要と判断した場合に、先着順で7枠までの方が相談できます。
10	最初から弁護士に相談できないか	できません。 市民相談員がご相談をお伺いし、その後、必要に応じて弁護士の相談を受けることが可能です。 まず、市民相談員に相談することで、お話の内容を整理することができ、弁護士相談に進んだ際にスムーズにご相談いただけます。また、市民相談員との相談で解決する場合があります。
11	何度でも相談にのってくれるのか	より多くの方にご利用いただけるよう、弁護士相談は1事案につき3回までとしています。
12	天候等による開催の可否はあるか	台風接近等の状況により、法律相談を中止する場合があります。中止する場合は、東灘区役所より予約者へ個別に連絡させていただきます。 また、公共交通機関の運休等により市民相談員や弁護士が来られない際は中止とすることがありますので、予めご了承ください。
13	駐車場はあるか	区役所地下に駐車場があります。相談者には60分までの無料駐車券をお渡ししますので、区役所4階45番窓口(総務担当)までお越しください。
14	担当課はどこか	東灘区役所 地域協働課(総務担当)